

第 6 章	国会	名前:	日 付	No.01

[問題 1]

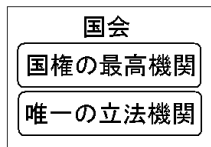
次の①、②にあてはまる語句を書きなさい。

日本国憲法は、「国会は、(①)の最高機関であって、国の唯一の(②)機関である」(第 41 条)と規定している。

[解答欄]

①国権	②立法
-----	-----

[解説]



憲法は 41 条で、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定めている。

また、43 条で、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定めている。

国会は、国民の選挙で選ばれた国会議員によって構成されている国民の代表機関である。

国会は国権の最高機関とされ、内閣や裁判所よりも強い権限があたえられている。

これは、国会が、主権者である国民と選挙で直接結びついており、国民は選挙を通じて国会をコントロールできるからである(国民→国会)。

内閣総理大臣は国会が指名し、裁判官は内閣が指名・任命するので国民のコントロールは間接的になる(国民→国会→内閣、国民→国会→内閣→裁判所)。

また、法律は国会だけが制定できるので、国会は国の唯一の立法機関でもある。

[問題 2]

次の文の()にあてはまる語句を答えよ。

- ・国会は国民の(①)機関である。
- ・国会は(②)の最高機関である。
- ・国会は唯一の(③)である。
- ・国民は選挙で(④)を選び、選ばれた人たちが集まって国会を構成する。

[解答欄]

①代表	②国権	③立法機関	④国会議員
-----	-----	-------	-------

[解説]

国会は国民の代表機関である。憲法 43 条に「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」とある。

[問題 3]

文中の()にあてはまる語句を[]から選んで書け。

国会には衆議院と参議院があり、「全(①)を代表する(②)された議員」(憲法 43 条)で組織され、開かれる時期などによってさまざまな種類の国会に分けられる。国会の仕事は(③)の制定や条約の承認などがあり、これらには衆議院の優越が認められている。

[任命 選挙 法律 天皇 政令 国民 政府]

[解答欄]

①国民	②選挙	③法律
-----	-----	-----

[問題 4]

次の文章を読み、各問いに答えなさい。

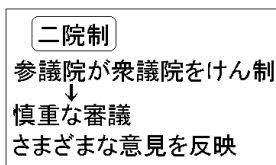
国会は、(ア)と(イ)の a 2 つの議院 で構成されている。2 つの議院は議員の任期などに差があり、(ア)は任期が短く解散制度がある。

- (1) 文中のア、イにあてはまる語句を書きなさい。
- (2) 下線部 a について、2 つの議院から成り立つ制度を何というか。
- (3) (2)の制度がとられている理由を簡潔に答えなさい。

[解答欄]

(1)ア 衆議院	イ 参議院	(2) 二院制
(3) 参議院が衆議院をけん制することによって、審議が慎重になされ、国民のさまざまな意見や利益を政治に反映させることができるから。		

[解 説]



国会は衆議院と参議院の 2 つの議院で構成されているが、これを二院制という。

二院制をとっている理由は、参議院が衆議院の行きすぎをけん制することによって、審議が慎重になされ、国民のさまざまな意見や利益を政治に反映させることができることである。

しかし、参議院と衆議院が同じ構成であれば、参議院は衆議院のコピーになってしまう。

そこで、参議院と衆議院では任期や選出方法を別になっている。

[問題 5]

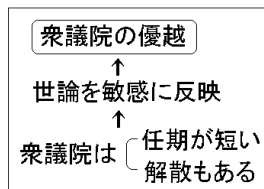
衆議院の優越が認められている制度をとっている理由について、下の文章の()の中にあてはまる語句を答えよ。それぞれ漢字 2 字が入る。

参議院よりも(①)が短く、(②)もある衆議院の方が、より(③)の意思を反映させることができると考えられるから。

[解答欄]

① 任期	② 解散	③ 国民
------	------	------

[解説]



両院がたがいに抑制しあうことによって、慎重に審議し、国民のさまざまな意見や利益を政治に反映させる目的で二院制がとられている。しかし、衆議院と参議院をまったく対等とすると、著しい不都合が生じるおそれがある。とくに、衆議院は与党が多数を占め、参議院は野党が多数を占めるという「ねじれ国会」のもとでは、与党の過半数で衆議院を通過した法案が、参議院で野党によって否決されることが多くなる。このような状態が続くと国の政治は停滞してしまうことになる。予算の議決や内閣総理大臣の指名などの場合、衆参が対立したまま、いつまでも決着がつかないではすまされない。

そこで、憲法は、法律の制定、予算の審議・議決、内閣総理大臣の指名などについて、衆議院の優越を定めている。衆議院のほうが任期が短く、解散もあって世論を敏感に反映しやすいという理由から、衆議院のほうに優越した地位を与えたのである。

[問題 6]

次の文を読んで、下の各問いに答えなさい。

国会は、a 衆議院と参議院から成り立っているが、議員の任期や選出方法にはちがいが設けられている。

また、国会の議決は、原則的には両議院が一致して成立するが、異なった場合は、b 衆議院に強い権限が認められている。

- (1) 下線部 a について、議会在 2 つの議院から成り立つ制度を何とよぶか。
- (2) 下線部 b について、これを何とよぶか。
- (3) 下線部 b のように、衆議院に強い権限を認めているのは、参議院にくらべて衆議院にどのような特色があるからか。

[解答欄]

(1) 二院制	(2) 衆議院の優越
(3) 衆議院のほうが議員の任期が短く、解散もあって世論をより敏感に反映するから。	

[問題 7]

表の()にあてはまる語句や数字を、下の[]から選りなさい。

院 名	衆議院	(①)
定 数	480 人	(②)人
任 期	(③)年	任期 6 年で(④)年ごとに半数改選
選挙権	(⑤)歳以上	20 歳以上
(⑥)	25 歳以上	30 歳以上

[上院 貴族院 参議院 5 4 3 25 20 18 242 342 推薦権 被選挙権]

[解答欄]

①参議院	②242	③4	④3
⑤20	⑥被選挙権		

[解説]

(衆議院と参議院の比較)

	衆議院	参議院
議員数	480 人	242 人
選挙区	小選挙区：295 人 比例代表：180 人 (小選挙区比例代表並立制)	選挙区：146 人(都道府県ごとの選挙区) 比例代表：96 人
任期	4 年(解散あり)	6 年(3 年ごとに半数改選)
被選挙権	25 歳以上	30 歳以上
選挙権	20 歳以上	20 歳以上

* 衆議院の小選挙区の定数は、2012 年の法律改正により 300→295 になった。

[問題 8]

次の各問いに答えよ。

- (1) 衆議院議員の任期は何年か。
- (2) 参議院議員の任期は何年か。

[解答欄]

(1) 4 年	(2) 6 年
---------	---------